

テロリストに対する自衛権の適用可能性 (5)

近藤 航***

目 次

I. はじめに

1. 問題の所在
 - (1) テロと国際法
 - (2) テロと自衛権
 - (3) テロと武力攻撃
2. 分析範囲

II. 「武力攻撃」の主体

1. 所在国による武力攻撃

* 博士(国際経済法学) 横浜国立大学、2012年。一橋大学大学院国際・公共政策教育部ティーチング・アシスタント(2012年度)、同大学大学院法学研究科リサーチ・アシスタント(2013～2015年度)。グラスゴー大学法学部(・大学院)(The University of Glasgow, School of Law)(英国/スコットランド)客員研究員(2017年1月～3月)。城西国際大学経営情報学部非常勤講師(2017年4月～)。関東学院大学法学部非常勤講師(2017年9月～)。

** 本稿は拙稿「テロと自衛権—国連憲章第51条『武力攻撃』の主体と内容—」博士論文(横浜国立大学)、2012年の第3章と第4章を全面的に修正したものである。

- (1) 国際司法裁判所の基本姿勢
 - (2) 国際司法裁判所の曖昧性
2. テロリストによる武力攻撃

III. テロリストに対する自衛権の適用根拠

1. 理論的根拠

- (1) 憲章第 51 条
- (2) 憲章第 2 条 4 項
- (3) 憲章第 1 条

2. 実証的根拠

- (1) 安保理決議 1368 および 1373
- (2) 9.11 テロ事件後の国家実行 (以上、第 25 巻第 1 号)

IV. 憲章第 51 条「固有の権利」の意義

1. 戦前の国際慣習法上の権利

- (1) 憲章による明示的保存
- (2) 憲章による黙示的保存の可能性
- (3) 保存の困難性
 - i. 新たな国際慣習法の生成
 - ii. 新たな国際慣習法に基づく憲章の解釈・修正
 - (i) 憲章の解釈
 - a. 文言主義的解釈
 - b. 目的論的解釈と事後の実行
 - (ii) 憲章の修正
 - iii. 解釈・修正の限界

2. 自然権に由来する権利

- (1) 国家防衛の最後の砦としての自衛権
- (2) 最後の砦となりうる他の法理

V. 憲章第2条4項「武力行使」の主体・客体との整合性

1. テロリストに対する武力不行使原則の適用可能性

(1) 否定説

i. 国内法の域外適用

(i) 立法管轄権と執行管轄権

(ii) 域外法執行の目的

ii. 緊急避難

(i) 強行規範との抵触可能性

(ii) 強行規範の主体

(iii) 強行規範の敷居 (以上、第26巻第1号)

iii. 自衛権

(i) 自衛権の構造

a. テロリストによる攻撃

b. テロリストに対する反撃

(ii) 所在国に対する自衛権の例外

(iii) テロリストに対する自衛権

a. 自衛権による正当化の必要性

(a) 所在国が存在しない場合

(b) 所在国の同意がある場合

(c) テロリストの行為が所在国に帰属しない場合

b. 正当化対象

(a) 「武力行使」という国際違法行為

(b) 「武力行使」以外の国際違法行為

(c) 国際違法行為以外の行為 (以上、第26巻第2号)

(2) 肯定説

i. 自衛権

ii. Kolb 説の特徴：憲章第2条4項の人的適用範囲の目的論的解釈

(i) 武力行使能力

(ii) 領域基盤

- a. 領域基盤を持つテロリスト
 - b. 領域基盤を持たないテロリスト
 - c. 「領域基盤」要件の法的位置づけ
 - iii. 矛盾：憲章第 2 条 4 項「国際関係」の意味と効果
 - iv. 意義
 - (i) 武力不行使原則の実効性
 - (ii) 問題解決のための実践性 (以上、第 26 巻第 3 号)
2. 友好関係原則宣言
- (1) 東側・非同盟・中南米諸国の解釈
 - (2) 西側諸国の解釈
 - (3) 対立解釈の部分的残存
 - i. 従属人民に対する「強制行動」の禁止
 - ii. 「強制行動」に対する「自衛権」
3. 国際司法裁判所
- (1) 壁事件 (2004 年)
 - i. パレスチナの未成熟な国家性
 - ii. パレスチナに対する武力不行使原則の適用可能性
 - (2) 壁事件のインパクト (以上、本号)

VI. 事例

1. 自衛権の主張と肯定的反応
- (1) 不朽の自由作戦 (2001 年～)
 - (2) 壁事件 (2004 年)
 - (3) 第 2 次レバノン戦争 (2006 年)
 - (4) オサマ・ビン・ラディン殺害作戦 (2011 年)
 - (5) 対 ISIL 空爆 (2014 年～)
2. 否定的反応とその理由
- (1) 自衛対象の誤認 (誤爆)
 - i. ケニア・タンザニア米国大使館爆破テロ事件 (1998 年)

- ii. ダマスカス事件 (2003 年)
- (2) 自衛方法の残忍性 (均衡性・自決権・人権法・人道法違反等)
 - i. 第 2 次チェチェン戦争 (2002 年)
 - ii. 壁事件 (2004 年)
 - iii. 第 2 次レバノン戦争 (2006 年)
 - iv. イスラエルのガザ地区攻撃 (2008 ~ 2009 年)
- (3) 「武力攻撃」の不在 — FARC 事件 (2008 年) —

Ⅶ. おわりに

1. テロリストに対する武力不行使原則と自衛権の適用可能性
 - (1) 適用理論の特徴と意義
 - (2) 法的基礎
 - i. 実証的基礎
 - (i) 国際司法裁判所の動向
 - (ii) 今世紀の慣行
 - ii. 理論的基礎—目的論的解釈を土台として—
 - (i) 憲章第 2 条 4 項「国際関係」
 - (ii) 友好関係原則宣言武力不行使原則第 7 項
 - (iii) 憲章第 51 条「自然権」に由来する「固有の権利」
 - (3) 付随的問題
 - i. テロリストの自衛権
 - ii. テロリストの国際責任
2. テロリストに対する自衛権の限界
 - (1) 人に対する配慮
 - i. 自決権主体
 - ii. 交戦者と市民
 - (2) 国・国際社会に対する配慮

本号は、友好関係原則宣言 (1970 年) の起草過程と国際司法裁判所の今世紀の判例を参考にして、テロリストのような非国家主体に対する Jus ad bellum の適用可能性について考察するものである。その本論に入る前に、前回までの議論を復習するとともに、本号の内容を扱うことの意義 (必然性) について述べておきたいと思う。すなわち、以下のとおりである。

「他国に所在するテロリストに対する軍事行動」を「自衛権」により正当化できるか。この問題には「テロリスト」、彼らの「所在国」、「自衛国」の三者が絡んでいるため、複雑な問題構造となっている。その結果、分析しにくいものとなっている。このような複雑な問題は、問題を切り分けて、ひとつひとつをシンプルな構造の問題にすることにより、分析しやすいものとなる²²⁵⁾。

すなわち、「他国に所在するテロリストに対する軍事行動」は、⊖「テロリストに対する軍事行動」の側面と、⊖彼らの「所在国への軍事侵入」の側面の、2つの側面に分けられる。このうち、本稿は、⊖の側面の前提的問題である⊖の側面を中心に扱うものである。すなわち、⊖「テロリストに対する軍事行動」を自衛権で正当化できるかという問いを、理論と実証の両面から検討するものである。このような構成に基づき、前号までは⊖の理論面を中心に検討した。そして、自衛権による正当化は可能であるという方向性を打ち出した。

その理論の概要は、次のとおりであった。すなわち、テロリストのような「非国家主体であっても、武力行使能力を有するようになれば、武力不行使原則に服さなければならない。」Kolb が提唱したこの考え方に基づけば、テロリストは同原則に違反して「武力攻撃」を行いうることになる。他方で、その攻撃を受けた国が最終手段としてとる軍事的対応も同原則と抵触しうることになるため、それを正当化する必要性が生じる。それを正当化するために「自衛権」が

225) この点については、拙稿「テロリストに対する自衛権の適用可能性 (3)」(前掲注 167)、178 頁および注 104 図 1 参照。

認められる。この理論は、(それに対する賛否は別として、) 簡明で分かりやすいものといえよう。

しかし、この理論の基礎となる Kolb 説には課題も残されていた。それは①体系性、②実証性、③必然性、の3点に関する課題である²²⁶⁾。すなわち、①体系性の課題とは、Kolb 説が一方で、上述のとおりテロリストの「武力行使能力」から彼らの「武力不行使義務」を導きだす一方で²²⁷⁾、憲章の「第2条4項により公式化された禁止は、専ら国際関係において、すなわち、国際法主体間において、つまり、国家間において、適用される」と述べていることに由来する²²⁸⁾。これは矛盾しているように見えるが、それをいかに解消しようかという課題である。これは憲章第2条4項の「国際関係」という用語の解釈に関する問題であるともいえる。②実証性の課題とは、事例分析を通じた国家実行分析の不足である。今日の国際法の姿を明らかにするためには、特に今世紀の事例分析が重要となるため、この点を補足することが求められる。③必然性の課題とは、テロリストのような非国家主体に対する Jus ad bellum の適用が必要・重要となる場面を提示することである。

Kolb は世界的な国際法学者であるが、「テロリストに対する武力不行使原則の適用可能性」を前提に「テロリストに対する自衛権の適用可能性」を認めるという点に関する彼の考え方については、これまで主要な先行研究から必ずしも十分な批評をされないまま、少数説に甘んじてきた。それは、上記の課題が残されていたことが要因の一つであったかもしれない。そのような課題が残されている状況では、その理論はまだ“理念”に近く、法律論と呼ぶには理論上

226) これらの3つの課題については、拙稿「テロリストに対する自衛権の適用可能性 (4)」『横浜法学』第26巻3号(2018年)、250-251頁で指摘した。

227) Kolb, *supra* note 182, p.240.

228) *Ibid.*, p. 247; 拙稿「テロリストに対する自衛権の適用可能性 (4)」(前掲注226)、227-234、249頁参照。

も実証上も十分とはいえないと判断されたのかもしれない。

もっとも、このような課題は残されていたけれども、そのことは Kolb 説の意義を損なうものではない。そのことを前号の最後に述べた²²⁹⁾。すなわち、彼の理論は第 1 に、「武力不行使原則の実効性」に資する。実際、テロリストが武力行使能力を有するようになっているのであれば、彼らに対して武力不行使原則の適用を認めることが、実態に即した有意義な解釈である。そのような解釈は、テロリストが一国の軍隊による「武力行使」(憲章第 2 条 4 項)あるいは「武力攻撃」(憲章第 51 条)にも匹敵する大規模越境攻撃をするようになってきているという現実を直視するものである。そしてそれらを規制するための現実的な機能を武力不行使原則に与えるものである。その意味で、同原則の実効性を高める解釈であるといえよう。第 2 に、彼の理論は「問題解決のための実践性」にも資する。すなわち、武力不行使原則の実効性が高まることは、同原則を通じて「国際の平和と安全を維持すること」(憲章第 1 条)という国連の目的に資する。実際、武力行使能力を有するようになったテロリストに武力不行使原則が課されることにより、彼らの大規模テロ攻撃を「武力攻撃」とみなし、それに対する軍事行動を「自衛権」により正当化することができるようになる。そのことはテロ攻撃の対象となりうるすべての国の国家防衛に資する。他方で、国家防衛のためとはいえ、過剰な軍事行動は武力不行使原則違反として批判されることになる。そのような批判は「自衛権」の濫用防止に資する。このように考えると、国家間の「武力行使」あるいは「武力攻撃」の規模にも匹敵する「テロとの闘い」(テロリストの行為と彼らに対する軍事行動の両方)を武力不行使原則の下に置くことは、武力に対する法の支配の強化に資する意義があるといえよう。

このような意義が Kolb 説にはある。しかしながら、このような説明ではまだ抽象的であり、その意義について十分納得できないという声もありえよう。そこ

229) 同上、251-255 頁参照。

で、その意義をより具体的に説明するために、テロリストに対する自衛権の適用を迫られる具体的・必然的場面を示すことが重要となる。そしてそれを示すことは、まさに上記③の必然性の課題に答えることになる。このような理解に基づき、Kolbを扱う前号と前後するが、テロリストに対する自衛権の適用可能性が主張されている、あるいは主張されうる場面を前々号で具体化した²³⁰⁾。すなわち、第1に、テロリストの「所在国」がそもそも存在しない場合である。第2に、「所在国」は存在するが、そこで対テロ軍事行動を実施することについて同国が「同意」している場合である。第3に、所在国の「同意」は得られていないが、テロリストの行為が同国に帰属しない場合である。これらの場合に「自衛権」の行使対象を“国家”に限定しようとするれば、自衛権の行使自体を否定せざるをえず、その結果として国家防衛が不可能となるか、あるいは、テロリストの行為が帰属しない“他国”(例、彼らの所在国)を自衛権の行使対象とすることになる。そのような実態に反した人工的な解釈は、「武力攻撃」をしていない当該“他国”に対する自衛権を容認するものであるから、自衛権の濫用に当たるとして非難されよう。このように、テロリストに対する自衛権の適用が望まれる具体的場面において、それを実際に適用しない場合にいかなる問題が生じるかを明らかにすることにより、彼らに対する自衛権適用の意義を具体的に明示・補強してきた。

しかし、まだ①体系性と②実証性の課題が残されている。これらが残されたままでも、上記のとおり③の課題への取り組みを通じて、テロリストに対して自衛権を適用することの意義が明らかにされたならば、自衛権に関する「あるべき法」の姿の基本的部分を提示したとはいえるかもしれない。しかし、それではまだ「既存の法」の姿はどのようになっているのかという疑問が残る。テロリストに対して自衛権を適用するという考え方は、「あるべき法」(将来の法)としては認められるが、「既存の法」(今日の法)としては認められないとすれば、将来

230) 拙稿「テロリストに対する自衛権の適用可能性 (3)」(前掲注167)、206-220頁。

世代は救われるけれども、現代世代は「あるべき法」による恩恵を享受できないという意味で救われないということになろう。「あるべき法」が実際に適用されるようになる始期がいつなのか明確に特定できないとすれば、それは現代世代にとっては結局のところ、絵に描いた餅にすぎないということにもなろう。したがって、現代世代の救済という観点からは、③の課題を克服するだけでは不十分であり、それに加えて①と②の課題を克服することが重要であるといえる。

もっとも、現代世代の救済のために「既存の法」の解明が必要であり、そのためには①と②が焦眉の課題であるとしても、それらの課題に取り組みば次のような問題に直面することになりはしないだろうか。すなわち、そもそも「既存の法」は常に明確か、「既存の法」と「あるべき法」は常に峻別できるかという問題である。

実際、コンゴ・ウガンダ判決でも、「裁判所は、不正規軍による大規模攻撃に対する自衛権を現代国際法が規定しているのか、そうであるとすればいかなる条件の下で規定しているのか、という当事者の主張に対して答える必要はない」²³¹⁾と付言している。有力説によれば、この一節は非国家主体に対する自衛権の適用可能性を慎重に残したことを意味し、したがって「安全条項」(saving clause)と呼ばれる²³²⁾。つまり、裁判所は、自衛権の適用の可否に関して「既存の法」がいかなる答えを有しているのかについて、判断を留保あるいは躊躇した。そのことをこの一節は意味する。この一節をいかに解釈すべきかについては様々な意見があろうが、一般論としては、確かに国際慣習法は長い時間をかけて少しずつ形成されていくといえよう。したがって、その形成過程における現在の法の姿が、白黒はっきりしないこともありえよう。特に、政治的動向や科学技術の発展に敏感な安全保障のような分野においては、国際慣習法は動的であり、その

231) *I.C.J. Reports, 2005*, p.223, para. 147.

232) 「安全条項」の主張者として、Tams が挙げられる。Tams, *supra* note 23, pp.285-286. その他、例えば Ranzelzhofer や Ronzitti も同様の立場に立つ。詳細は、拙稿「テロリストに対する自衛権の適用可能性」(前掲注 156)、231-233 頁本文および 231 頁注 23 参照。

ような不明確性が残る場合がありえることも自然の成り行きといえよう。

このように考えると、「既存の法」の解明を試みた結果、明確な結論が出ればよいが、仮に判決のような不明確性の残る慎重な結論に至るとすれば、上記①と②の課題に取り組んだことは意味がなかったということになるだろうか。そういうことにはならないだろう。実証上の根拠がほとんどない場合と、一定の根拠がある場合、相当な根拠があり「既存の法」としての地位を得るのにあと一步のところまで迫っている場合とでは、Kolb の考え方に対する信頼度は変わってくるだろう。そうなればその考え方に対する学説の支持状況も実際が変わり、ひいては判例や国家の実行にも影響しうるであろう。そのように考えると、ある考え方が「既存の法」として確立しているか否かという全か無かという二者択一的判断だけでなく、それがどの程度確立に近づいているのかという程度判断にも、国際法の発展を左右する法的価値はあるということになる。

言い換えれば、次のようにも言えよう。「既存の法」が不明確な場合には、「あるべき法」がそれを補う形で現代世代を救いうる段階にまで成熟しているかどうかが問われよう。「あるべき法」には、広義にはそのような意義もあろう。もっとも、「あるべき法」と呼ばれるものが、実際の国連と国家の実行からあまりにもかけ離れている場合には、残念ながらそのような段階には成熟していないものと評価されることになる。そしてその原因が追究されることになる。すなわち、その理論には現実と相容れえない無理な要素がなかったかどうか改めて検証されることになる。そのような要素が見つければ、それは「あるべき法」としての地位さえ失いかねないことになる。

このように考えると、一般論として学説というものは、1) 「既存の法」を十分反映しているもの、2) 「あるべき法」の要素を含むが将来世代のみならず現代世代をも救いうる可能性を秘めるもの²³³⁾、3) 「あるべき法」として将来世

233) 国際慣習法が確立する直前の段階における国連と国家の国家実行は、実質的法源としての意義を一層強く帯びているものといえよう。

代のみを救いうるもの、4)「あるべき法」としての価値をも疑わしいもの、のいずれに位置づけられるのか、常に評価の目に晒されるものであるといえよう。Kolb 説もその例外ではない。

このような問題意識に基づき、本号は①体系性の観点から、次号は②実証性の観点から、テロリストに対して Jus ad bellum を適用できるとする Kolb の基礎理論が、将来世代のみならず現代世代に対していかなる意義をもちうるのかを明らかにすることを目的とする。そのためには、彼の理論が、上記 1)～4)のいずれに位置づけられるのかを明らかにすることが重要となる。

具体的な分析方法として、本号では「友好関係原則宣言」と「国際司法裁判所の判例」に主眼を当てる。次号で分析する「今世紀の国家実行」はもちろんのこと、上記の宣言と判例も、武力不行使原則に関する研究素材として重要とされている。今日の国際法の姿を明らかにするためには、今世紀の分析素材が特に重要となることから、国際司法裁判所の判例については、本号では壁事件 (2004 年) とその後の判例を取り上げることにしよう。友好関係原則宣言 (1970 年) は今世紀の素材ではないが、武力不行使原則 (憲章第 2 条 4 項) の内容を具体化したものであること、国際法の専門家が集まって法理論の仔細について検討された成果であることから学術的価値が高いこと、国連総会でコンセンサスにて採択されたものであることから国際的権威が高いこと等から、Jus ad bellum に関する「既存の法」と「あるべき法」を考察する上で、有益な手がかりのひとつとなりえよう。そのような補足的価値を秘めるものといえよう。そのような理解に基づき、同宣言を分析の対象とする。具体的には、同宣言の起草過程において武力不行使原則の人的射程を巡り、「国際関係」(憲章第 2 条 4 項) という用語の意味についていかなる意見対立がみられ、それがどのようにして解決され宣言として成立されるに至ったのかを検討する。最後に、「自決権」の文脈で登場したこれらの宣言・判例が、「テロ」の文脈においていかなる意義を持ちうるのかについて補足することにしよう。

以上の検討の結果、本号の結論として次の 4 点が示される。

第1に、友好関係原則宣言と今世紀の判例に基づけば、武力不行使原則の人的射程は「国家」に限定されない。実際、「自決権主体」もその射程に含まれる。

第2に、武力不行使原則の人的射程に「自決権主体」が含まれるのであれば、彼らと共通する性格を有する主体にも同原則は適用されうる、されるべき者達もいるということになる。そのように考えることが平等原則にも適う。この点、「自決権主体」と「テロリスト」とは法的価値に相違はあるが、「武力行使能力」を有しうるため武力規制の対象とされるべき点では共通している。したがって、この共通点に着目すれば、「自決権主体」に武力不行使原則の適用を認める上記宣言と判例の論理は、「テロリスト」にも応用可能であるし、応用されるべきであるといえる。

第3に、他方で、「自決権主体」と「テロリスト」には上述のとおり法的価値に相違があることから、そのような相違点に着目すれば、「自衛権」の適用可能性は「自決権主体」には認められる可能性が残されているとしても²³⁴⁾、「テロリスト」にはそのような可能性は認められない。

第4に、上記宣言と判例の論理が「テロリスト」に応用されることにより、彼らに対する武力不行使原則の適用理論 (Kolb 説) の論拠は補強される。言い換えれば、同宣言・判例には Kolb 説を補強するもの (同理論の学問的支持基盤) としての意義がある。さらにいえば、武力不行使原則の人的射程に関する同宣言の趣旨が今世紀の判例にも踏襲されているということは、次のことを意味する。すなわち、同宣言・判例には、Kolb 理論が単なる「あるべき法」としてだけではなく「既存の法」としての要素も併せ持つことを示す規範的・実証的基盤としての意義がある。

234) 「自決権主体」に対する「自衛権」の適用可能性については本稿では深入りせず、友好関係原則宣言にはその結論が明確な形で記されなかったことをその起草経緯を踏まえつつ指摘するに留める。

このように「自決権主体」と「テロリスト」の“相違点（法的保護に値する価値の有無）”のみならず“共通点（武力行使能力の獲得）”にも着目することにより、また、“義務（武力不行使義務）”の問題と“権利（自衛権）”の問題を分けて分析・整理することにより、非国家主体（テロリスト、自決権主体等）と Jus ad bellum（武力不行使原則、自衛権）の関係を緻密に解明することができるようになる。そのような緻密な研究が本号の特徴のひとつとなっている。

※ ※ ※

2. 友好関係原則宣言

それでは、友好関係原則宣言（1970 年）の起草過程の検討に入ることにしよう。まずは起草過程を概観してその全体像を把握し、次に各論点の仔細を丁寧に見ていくことが、分かりやすい議論の展開の仕方であろう。

起草過程の概観・概要は以下のとおりである。すなわち、友好関係原則宣言の起草過程においては、憲章第 2 条 4 項の人的射程について意見対立が当初見られた。その対立構造を大きく捉えれば、一方で、人的射程に含まれるのは「国家」に限定されるとする意見（主唱国は西側諸国）と、他方で、人的射程に含まれるのは「国家」に限定されないとする意見（主唱国は東側・非同盟・中南米諸国）が対立していた（以下の表 5 の i と ii 参照²³⁵⁾。その背景には当時、植民地からの独立運動が興隆期を迎えていたことが挙げられる。植民地にされた経験を有する非同盟諸国と中南米諸国に加え、これらの国に

235) 友好関係原則宣言（1970 年）の起草過程における、憲章第 2 条 4 項の人的射程に関する対立と妥結の状況については、以下の表 5 参照。

表 5	憲章第 2 条 4 項の人的射程	従属人民に対する強制行動	強制行動に対する抵抗
西側諸国	国家に限定 i	武力不行使原則と無関係	自衛権と無関係
東側・非同盟・中南米諸国	国家に非限定 ii	武力不行使原則違反	自衛権
友好関係原則宣言	国家に非限定 ← iv	武力不行使原則違反 iv	対立解釈の残存 iii

対して同情・理解を示す東側諸国の中から、植民地の従属人民に対する宗主国による軍事的圧力を武力不行使原則の下で規制しようとする主張が見られた。他方で、主要な宗主国となっていた西側諸国の中からは、それに反対する主張が見られた。このような意見対立は、規範上は友好関係原則宣言の①「国際関係」の意味、②従属人民に対する「強制行動」を慎む義務および③「強制行動」に対する「抵抗」の法的性格・位置づけに関する問題として現れることになった。すなわち、一方で、西側諸国を中心に、①憲章第2条4項の「国際関係」は国家間関係に限定され、②従属人民に対する「強制行動」は同条項とは無関係であり、③「強制行動」に対する従属人民の「抵抗」は自衛権とは無関係であるとの意見が出された。他方で、東側・非同盟・中南米諸国を中心に、①憲章第2条4項の「国際関係」は国家間関係に限定されず、②従属人民に対する「強制行動」は同条項違反であり、③そのような「強制行動」に対する従属人民の「抵抗」は自衛権により正当化されるとの意見が出された。この意見対立を経て、最終的に両者の間で次のような妥結に至り、宣言として採択された。すなわち、③従属人民による「抵抗」が自衛権により正当化されるか否かについては対立解釈が残されることになった（表5のiii参照）。他方で、②従属人民に対する「強制行動」は憲章第2条4項違反として認められることになった（友好関係原則宣言武力不行使原則第7項）（表5のiv参照）。そのことは①憲章第2条4項の「国際関係」という用語が武力不行使原則の人的射程を国家に限定するものではないことについて最終的に合意に達したことを意味している。ただし、そのことはあらゆる非国家主体が同原則の人的射程に含まれることに合意があったことを直ちに意味するわけではない。議論の対象とされた従属人民がその人的射程に含まれることについてまでは合意があり、それ以外については必ずしも十分議論されたわけではなく、その後の課題として残されたといえよう。

それでは次に、起草過程の仔細を丁寧にみていくことにしよう。起草過程で

は上述のとおり、特に植民地の従属人民に対する Jus ad bellum (武力不行使原則と自衛権) の適用の可否を巡って、適用に否定的な西側主要国と適用に肯定的な東側・非同盟・中南米諸国の間で意見の対立が見られた。その対立状況は Mani の書 (1993 年、友好関係原則宣言に関する最新の単著) に簡潔に記されている²³⁶⁾。

実際、彼は「許されない武力行使」と題する節の中で、従属人民に対する「武力不行使原則」の適用の可否に関する対立状況について、次のように述べている。「人民による自決権行使に対する武力禁止規則の妥当性は、主に西側諸国により、特に豪州、フランス、イタリア、オランダと英国により疑問視された。他方で、自決権行使に対する武力行使を禁止する規則が第 2 条 4 項のコロラリーとして本質的に存在すると主唱した国には、多数の社会主義国と第三世界の国々が含まれる。」²³⁷⁾

他方で、彼は、「許される武力行使」と題する節の中で、従属人民に対する「自衛権」の適用の可否に関して、2つの相対立する意見があったことを指摘している。第 1 に、「植民地支配に対する人民の『自衛』の権利は法規則として認められるべきではないという意見」である。その主唱国として西側諸国が挙げられている²³⁸⁾。第 2 に、「植民地支配に対する人民の『自衛』の権利は武力禁止に対する例外とされるべきであるという意見」である。その主唱国として社

236) Venkateshwara Subramaniam Mani, *Basic Principles of Modern International Law: A Study of the United Nations Debates on the Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Co-operation among States*, Lancers Books, 1993, pp.18-19. cf. pp.33-34, 40-48.

もっとも、「西側諸国」対「東側・非同盟・中南米諸国」という対立の構図は全体像であって、厳密に言えば、これらの地域の国の中でもこの構図に必ずしも当てはまらない国もある。また、この構図に当てはまる国についても、意見の仔細においては相違も見られる。例えば、Maniによれば、非同盟諸国のひとつであるマダガスカルは、米国と同様に憲章第 2 条 4 項を“専ら”国家間紛争に適用されるものと主張した。Ibid., p. 18. (マダガスカルの見解については、A/AC.119/SR.9 (16 October 1964), p.17 参照。)

237) Ibid., pp.33-34.

238) Ibid., pp.40-44.

会主義国と第三世界の国々が挙げられている²³⁹⁾。

このように「西側諸国」と「東側・非同盟・中南米諸国」との間では、「a. 宗主国による植民地人民に対する強制行動」と、「b. 植民地人民による宗主国に対する武力抵抗」の両側面に関して、それらが *Jus ad bellum* の適用（主に a については「武力不行使原則」の適用、b については「自衛権」の適用）を受けるものかどうかについて意見対立が見られた。以下ではそれぞれの立場について、さらに詳細に見ていこう。

(1) 東側・非同盟・中南米諸国の解釈

植民地にされた歴史をもつ非同盟諸国や中南米諸国の他、それらの国の立場に理解を寄せる社会主義国の中から、次のような意見が出された。すなわち、憲章第2条4項により従属人民に対する「武力行使」は禁止される。また、従属人民による抵抗は「自衛権」により正当化される。

実際、1967年中南米諸国共同草案Ⅱ.(g)は、次のとおり第2条4項を従属人民との関係に適用できると定めた。「いずれの国も、植民地の国々と人民に独立を認める決議1514(XV)を適用できる従属人民に対する武力の行使又は武力による威嚇を慎む義務を負う。」²⁴⁰⁾ 従属人民の「自衛権」については、1966年チェコスロバキア案武力不行使原則第5項により、「武力行使の禁止は、…植民地支配に対して自決権を行使する民族の自衛 (self-defence of nations) に影響を与えるものではない」²⁴¹⁾と定められた。同様に、1967年非同盟諸国共同草案第6条にも「武力行使の禁止は、…植民地支配に対して自決権を行使する人民の自衛権 (the right of peoples to self-defence) に影響を与

239) *Ibid.*, pp.44-48.

240) アルゼンチン、チリ、グアテマラ、メキシコ、ベネズエラの共同草案。A/6799 (26 September 1967), p.29.

241) A/AC.119/L.6 (29 August 1964), pp.1-2.

えるものではない」²⁴²⁾と定められた。

もっとも、上記チェコスロバキア案第 5 項と非同盟諸国協同草案第 6 条によれば、「武力行使の禁止は、…民族 / 人民の自衛 (権) に影響を与えるものではない。」とされるが、「影響を与えるものではない」という表現が抽象的であり、「武力不行使原則」と「自決権主体の自衛権」との関係が必ずしも明確ではないという印象も受ける。その結果、自決権主体の「自衛権」が何を正当化するものかについて不明確な印象を受ける。しかし、Mani によれば、上述のとおり、チェコスロバキアを含む社会主義国と「第三世界の国々」の主要な構成国である非同盟諸国の多数意見は、植民地の人民に対する「武力不行使原則の適用可能性」を前提として、彼らに対する「自衛権の適用可能性」を認めるものであったとされる。つまり、宗主国による強制行動が禁じられた「武力行使」(憲章第 2 条 4 項)とされる一方で、植民地の人民が「武力行使」(同条項)に訴えることを例外的に正当化するものとして「自衛権」が規定されたという。確かに、東側・非同盟・中南米諸国は、植民地支配それ自体を、あるいは、宗主国による圧制を「侵略」と呼び²⁴³⁾、それらを「違法」であるとし²⁴⁴⁾、それに抵抗するために人民には「武力行使」の権利が与えられており²⁴⁵⁾、人民がそのような「自衛権」を行使することは「当然」のことであると主張している²⁴⁶⁾。したがって、Mani が指摘するとおり、それらの国は、植民地の人民

242) アルジェリア、カメルーン、ガーナ、インド、ケニア、マダガスカル、ナイジェリア、シリア、アラブ連合共和国、ユーゴスラビアの共同草案。A/AC.125/L.48 (27 July 1967), filed in A/6799 (26 September 1967), pp.27-28.

243) 例えば、チェコスロバキア (A/AC.125/SR.18 (25 July 1966), p.14; A/AC.125/SR.26 (25 July 1966), p.20)、ガーナ (*ibid.*, p.5; A/AC.125/SR.64 (4 December 1967), p.14)、アラブ連合共和国 (A.AC.125/SR.25 (25 July 1966), p.12) の意見参照。

244) 例えば、ガーナ (A/AC.125/SR.64 (4 December 1967), p.14) の意見参照。

245) 例えば、ガーナ (*ibid.*, p.14; A/AC.125/SR.26 (25 July 1966), p.5) の意見参照。

246) 例えば、アラブ連合共和国 (A.AC.125/SR.25 (25 July 1966), p.12) の意見参照。Mani, *supra* note 236, p.46.

に対する Jus ad bellum の適用を認める立場をとっていたと考えられる。そして人民の「自衛権」とは、植民地主義に抵抗するための「武力行使」（憲章第2条4項）を正当化するものとして位置づけられていたと考えられる。そのような立場から、憲章第2条4項の「国際関係」という用語を眺めれば、それは自決権問題のような「あらゆる国際関心事態 (all situations of international concern)」を含む概念であると映ることになる²⁴⁷⁾。つまり、第2条4項の「国際関係」は、国家間関係に限定されない。あるいは、次のように解釈しても同様の結論に至ることになる。すなわち、「国際関係」は（国家間関係に限定されるけれども）、例示列举にすぎない（つまり、「国際関係」〔=国家間関係〕とは、同条項が適用される典型的場面を示すものに過ぎない）。したがって、同条項は植民地の宗主国と従属人民との間にも適用可能である。

(2) 西側諸国の解釈

このような東側・非同盟・中南米諸国の意見に対し、自治拡大や独立を主張する少数民族を抱える諸国（主に西側諸国）は反論し、憲章第2条4項の人的射程は国家に限定されると主張した。例えば、カナダは「この条項は一国による他国に対する武力行使のみ (only with the use of force by one State against another State) に関するものであり、植民地主義の廃止の問題とは何の関係もない。」²⁴⁸⁾（下線による強調は原文による）と主張した。「国」に下線を引くことにより、さらに「のみ」という語を付加することにより、第2条4項が国家間関係にのみ適用されることを重ねて強調している。米国も「第2条4項の禁止が専ら国家間紛争に適用されることは

247) *Ibid.*, p.19.

248) A/AC.125/SR.23 (25 July 1966), p.11. 豪州の意見も同様である。A/AC.119/SR.17 (21 October 1964), p.14; A/AC.125/SR.25 (25 July 1966), p.13; A/AC.125/SR.107 (4 September 1969), p.76.

明らかである」と主張した²⁴⁹⁾。英国も原則論として次のとおり述べた。「原則として、憲章第 2 条 4 項は一国による他に対する武力行使 (use of force by one State against another) に関するものであり、従属人民の事態に適用するようにはとても解釈されえないことを委員会において述べてきたし、それを繰り返すことに躊躇してこなかった。」²⁵⁰⁾

これらの国がいかなる例外も一切なく、第 2 条 4 項の人的射程は国家に限定されると厳格に理解しているのかどうかについては慎重な分析を要するが、仮にそのように理解しているとすれば、それは次のような解釈に基づくものと考えられる。すなわち、憲章第 2 条 4 項「国際関係」は国家間関係に限定される。また、「国際関係」は限定列举であり、この場合に限って同条項は適用される。

(3) 対立解釈の部分的残存

このように武力不行使原則の人的射程が国家に限定されるか否かという点について、限定されないとする国 (主に「東側・非同盟・中南米諸国」) と限定されるとする国 (主に「西側諸国」) との間で意見の対立が見られた。しかし、最終的には宗主国による従属人民に対する「強制行動」の禁止が武力不行使原則として位置づけられる一方で、そのような「強制行動」に対する「自衛権」が明記されないことで妥結に至った。

i. 従属人民に対する「強制行動」の禁止

すなわち、従属人民から自決権・自由・独立を奪う「いかなる強制行動をも

249) ただし、国家として成立しているか否か争いがあるものに関しては、憲章第 2 条 4 項の適用可能性についても相対立する意見が並存することになる。そのことを米国は留意点として慎重に指摘している。A/AC.119/SR.3 (16 October 1964), p.15. cf. A/C.6/SR.808 (11 November 1963), pp.146, para.18. cf. Mani, *supra* note 236, p.19.

250) ただし、憲章第 2 条 4 項が「一国による『他国』に対する武力行使」に適用されるとは述べられておらず、「例外」が存在する可能性について示唆されているかのようにも見えるため、英国の主張には曖昧性も残る。A/8018, 1970, p.112, para. 228.

慎む義務」が（自決原則としてのみならず）武力不行使原則としても位置づけられた（同原則第7項）。「強制行動を慎む義務」に「武力行使を慎む義務」が含まれるか否かにつき争われた結果、含まれるとする東側・非同盟・中南米諸国の希望が汲み取られることになった。もっとも、文言上は「武力行使」という用語が使用されていないため問題の種は残るが、規定の位置づけからすれば、それらの国の見解が最終的に有力であったと考えられる²⁵¹⁾。

ii. 「強制行動」に対する「自衛権」

「強制行動」の禁止が武力不行使原則として明記されたのに対し、それに対する「自衛権」はどこにも明記されなかった。その代りに、同原則最終項には「前記のいかなる部分も、武力の行使が合法的である場合に関する憲章の規定の範囲をいかなる方法においても拡大し、又は縮小するものと解釈してはならない」という規定が置かれた。そのことは激しい議論の結果、妥協のために対立解釈の余地が慎重に残されたことを意味する。

しかし他方で、自決原則としてではあるが、「強制行動に反対し抵抗する行動」において「援助」を求めかつ受ける権利が認められており（自決原則第5項）、これも妥協の一環として注目される。この条項を根拠として、自決権の文脈における抵抗や援助が「自衛権」で正当化できる可能性が残されたと根強く主張されている²⁵²⁾。

以上より、一方で、従属人民に「武力行使」の権利（自衛権）を与えることに

251) Mani, *supra* note 236, p.34 同旨。

252) 例えば Mani は、このような武力不行使原則最終項が置かれながらも、他方で、自決原則第5項として「強制行動に反対し抵抗する行動」において「援助」を求めかつ受ける権利が規定されたことの意味について、次のように述べている。「植民地人民の『自衛』の権利は、友好関係原則宣言の中で人民の同権と自決の原則の下に位置づけられることになった。」*Ibid.*, p.47. Abi-saab も自決原則第5項を根拠として、「解放運動は憲章の下の *Jus ad bellum* を有する」と述べる。Georges Abi-Saab, "Wars of National Liberation and the Laws of War", *Annales d'études internationales*, Vol.3, (1972), p.100.

については権利が濫用される危険もあることから慎重に判断されたものの、他方で、宗主国に「武力行使」を慎む義務を課すことについては認められるとの結論が導かれたといえよう。実際、従属人民に対する強制行動を慎む義務の違反が単なる自決原則違反（同原則第 5 項）となるだけでなく、武力不行使原則違反（同原則第 7 項）にもなることが明らかにされたことは、宗主国と従属人民との間で武力不行使原則が適用可能であるとの主張が最終的に採用されたことを示している。

3. 国際司法裁判所

(1) 壁事件 (2004 年)

i. パレスチナの未成熟な国家性

その後、国際司法裁判所も同様の立場を示すことになる。それが壁事件である。この事件を取り上げながら、非国家主体に対する武力不行使原則の適用可能性を示唆しつつ、彼らに対する自衛権の適用可能性を主張するのが Murphy である。彼は次のように述べている。

「憲章第 51 条の用語の『通常の意味』は、誰が攻撃者でなければならないかということについて、本文の中に制限解釈の基礎を与えていない。実際、その文言を文脈の中で解釈しても同じ結論が導かれる。憲章第 2 条 4 項（それは『加盟国』による『いかなる国』に対する武力行使に言及している）の中で使用されている言葉と比較すれば、この構成概念が第 51 条の中では繰り返されていないことに気づく。むしろ第 51 条は自衛を正当化する武力攻撃を誰が又は何が行ったのかについて沈黙している。

確かに、このパラグラフの基礎をなす論理は、憲章が国家間のみの関係を規律しているわけではなかったということであろう。憲章は国家と非国家主体との関係に明らかに言及しており²⁵³⁾、憲章第 7 章の下で安保理は非国

253) ここで Murphy は、憲章が国家と非国家主体との関係に言及していること具体例として、憲章前文と第 55 条、第 56 条を挙げている。ただし、それらの規定のどの部分

家主体の行為が国際の平和及び安全に対する脅威となりうることを繰り返し認定してきた。裁判所は第2条4項（それは国家による国家に対する行為に明らかに言及している）を、『パレスチナ占領地域』におけるイスラエルの行為に関して『関連する』法規として認めた。イスラエルのまさに同じ行為についてはそのような関連性を第51条（それは国家に対するものとは明確には限定されていない）には認めなかったにもかかわらず。」（括弧による補足は Murphy による。下線による強調は近藤による。）²⁵⁴⁾

つまり、「…沈黙している」で終わる最初のパラグラフの中では、条約法条約第31条1項の解釈規則に従って、「用語の通常の意味」および「文脈」に照らせば、憲章第51条の「武力攻撃」の主体は国家に必ずしも限定されないことが主張されている。そして非国家主体に対する適用可能性は自衛権についてのみあてはまる論理ではなく、憲章全体を貫く基礎的論理であることが、「確かに、…」で始まる次のパラグラフの中でまとめられている。すなわち Murphy によれば、憲章は「国家」対「国家」の関係を規律するだけでなく、「国家」対「非国家主体」の関係をも規律することを想定して起草されたのである。そのことは、憲章前文が「われら連合国の人民は、…決定した」という「人民」という非国家主体を主語とする一文で始まっていること、実際に第55条では「人民の同権及び自決の原則」の尊重に基づいて経済的及び社会的国際協力の目的が定められていること、その目的達成のための協力義務が第56条によりすべての加盟国に課されていること、安保理が憲章第7章の下で非国家主体の行為を国際の平和と安全に対する脅威として繰り返し認定してきたこと等からも明らかであるとする。

さらに最後の下線部分において憲章第2条4項に言及することにより、非国

がそのような関係に言及しているのかという仔細については説明されておらず、この点は読者の側で補って理解する必要がある。Murphy, *supra* note 34, p.64, para.14.

254) *Ibid.*, p.64.

家主体に対しても憲章が適用可能であるという論理を補強しており、注目される。ここで彼は、国際司法裁判所が壁事件において、イスラエル（国家）とパレスチナ（非国家主体）との間に適用される関連法規として憲章第 2 条 4 項を挙げたことを、国家と非国家主体との間にも憲章が適用可能であることを示すひとつの証拠として指摘しているように見える。このことを踏まえて、憲章第 2 条 4 項の人的適用範囲に関する彼の解釈を改めて整理すれば、次のようになる。一方で、第 2 条 4 項の文言と文脈（第 51 条との対比）によれば、第 2 条 4 項の適用範囲は「国家」のみに限定されることになる。しかしながら、他方で、判例上は「非国家主体」も含まれることを指摘している。したがって、総合的に見れば、同条項は非国家主体に適用される余地を残しているともいえる。

この点、国際司法裁判所の勧告的意見を確認すると、パレスチナの国家性については次のように述べられている。「裁判所は、重要な諸問題の交渉による解決と、地域全体の平和と安全の内にイスラエルその他の隣国と並存するパレスチナ国家の建設とを、国際法を基礎にしてできるだけ早急に達成するために奨励されるべき努力の必要性につき、本意見の名宛人である総会の注意を喚起する義務を負っていると考える。」²⁵⁵⁾ したがって、確かに Murphy が指摘する通り、パレスチナ国家は未建設の段階にあるものとして扱われているといえる。

ii. パレスチナに対する武力不行使原則の適用可能性

パレスチナ国家は未建設であり、その意味ではパレスチナは非国家主体である。このように未建設との認識に立って、裁判所は壁事件に適用される国際法の規則・原則のひとつとして憲章第 2 条 4 項を「想起」した²⁵⁶⁾。そして、武

255) *I.C.J. Reports, 2004*, p.201, para. 162.

256) *Ibid.*, p.171, paras. 86-87.

力不行使原則のコロラリーとして「武力による威嚇又は武力の行使の結果生ずるいかなる領土取得も、合法的なものとして承認してはならない」ことが友好関係原則宣言により強調されていることを指摘した²⁵⁷⁾。このことは、非国家主体（パレスチナ）に対する武力不行使原則の適用可能性を慎重に認めたことを意味するように思える²⁵⁸⁾。

もっとも、Cortenによれば、「そのような結論は行き過ぎであろう」とされる。その理由として第1に、「裁判所は『グリーンライン』（第一次中東戦争の際、イスラエル・ヨルダン停戦協定により定められた休戦境界線）をイスラエルが越えたことを、ヨルダンとの間で締結された停戦合意違反であると明白にみなした」（括弧による補足は近藤による）ことを指摘し、「Jus contra bellumは今でも国家と国家の関係において想定されているようである」と述べる²⁵⁹⁾。第2に、裁判所は壁建設を自衛権で正当化しようとするイスラエルの主張を、自衛権とは「一国による他国に対する武力攻撃」の場合に認められるものであることを理由として却下した。それにより、裁判所は「自決権を侵害された人民の自衛権の主張を間接的に、しかし明確に排除したのであり、同時に、国家間関係以外の関係における武力禁止のレジームの適用可能性を排除した」のであるとする²⁶⁰⁾。

確かに第1の点については、グリーンラインはイスラエルとヨルダンの国家

257) *Ibid.*, p.171, para. 87.

258) ここでは憲章第2条4項が国家（イスラエル）と非国家主体（パレスチナ）との間に適用される法規として認められたことが重要である。もっとも、濱本が指摘するように、裁判所は憲章第2条4項を本件に適用した結果の合法性の判断を回避しており、この点については留意する必要がある。濱本、前掲論文（注24）、139-141頁。しかし、理由次第では判断回避という選択はありうることであり、判断回避されたから第2条4項を適用法規として認めたことの意義が失われるというわけではない。

259) Corten, *supra* note 191, p.147.

260) *Ibid.*.

間停戦協定に基づくものであるが、それは両国間の「国境」を意味するものではない。実際、グリーンラインを越えるイスラエルの壁建設が、ヨルダンに対する武力不行使原則違反の効果を持つとは裁判所は述べていない。裁判所は、中東和平に向けたこれまでの経緯 (1993 年のイスラエル・パレスチナ間のオスロ合意や 1994 年のイスラエル・ヨルダン間の平和条約等) を踏まえつつ²⁶¹⁾、イスラエルとパレスチナ国家の二国並存体制を「早急に達成するために奨励されるべき努力の必要性につき、総会の注意を喚起する義務を負っている」との考えに基づき、パレスチナ人民が自決権の主体であることを前提として、グリーンラインを越える壁建設が彼らの自決権を侵害するものであることを認めている。また、彼らの自決権を尊重する義務および彼らの自決権に対する障害が取り除かれることを監視する義務にも言及している²⁶²⁾。したがって、裁判所の描く問題の基本的構図は「イスラエル」対「パレスチナ」であり、「イスラエル」対「レバノン」ではない。グリーンラインを越える壁建設は、レバノン (国家) との関係においてではなく、パレスチナの地の帰属先となるべきパレスチナ (非国家主体) との関係において、憲章第 2 条 4 項 (武力による威嚇又は武力の行使の結果生ずる領土取得の禁止) と抵触する可能性が示されたと考える方が適切であろう。

第 2 の点については、パレスチナ人民には自衛の権利が認められないから、彼らは武力不行使義務も負わないとする解釈であるが、権利と義務とは必ずしも表裏一体の関係にはない。武力行使を慎む義務を課すことは国際の平和と安全の維持に資するが、武力行使 (自衛) の権利を与えることは逆にそれを損なう危険性を伴うからである。したがって、そのような表裏一体的な解釈 (権利と義務の人的範囲は一致すべきとする解釈) を裁判所が当然に採用

261) 中東和平に向けたこれまでの経緯については、*I.C.J. Reports, 2004*, pp.165-167, paras. 70-77 を中心に整理されている。

262) *Ibid.*, pp. 184, 199, 200, paras. 122, 155, 159.

しているはずであるとはいえない。実際、興味深いことに裁判所は、一方で、「一国による他国に対する武力攻撃」の場合には自衛権は適用可能であると述べ、自衛権の適用場面がそれに限定されるという基本姿勢を示したが、他方で、武力不行使原則の適用場面については「一国による他国に対する武力行使」の場合に限定されるとは述べず、同様の基本姿勢を示さなかった。それは、上述のとおり友好関係原則宣言において、一方で従属人民に対する「強制行動」の禁止が武力不行使原則違反として位置づけられたのに対し、他方で「強制行動」に対する従属人民の「自衛権」については慎重に明記されなかったこととも関連しよう（上記のV.2.(3)参照）。つまり、壁事件において国際司法裁判所は、「『武力不行使』の義務」と「『自衛』の権利」の関係について、（前者の義務を負う者は必ず後者の権利を得るとは限らないという意味において）両者は必ずしも表裏一体の関係にあるとは限らないとする友好関係原則宣言の趣旨を、慎重に踏襲したのである。

このように見ると、浅田は「私人たるテロリストに対して武力を行使することはそもそも国際法上違法ではないことから、違法性の阻却のために自衛権を援用する必要はありません。したがってテロリストに対する自衛権という概念もそもそも存在しないということになります」と述べ、「ICJの多数意見」もこの考え方のようであり、「パレスチナの壁事件の勧告的意見において、自衛権は国と国との関係であると明言しています」と指摘しているが（上述のとおりCortenも同様）²⁶³、「ICJの多数意見」がそのようなものであるとはいえない。確かに国際司法裁判所は壁建設を「自衛権」により正当化することを認めなかったが、それは自衛権の帰属要件が満たされていないからであり、パレスチナに「武力不行使原則」が適用されないからではない。実際、上述の通り、

263) 浅田正彦「第12章 安全保障一法への試練」大沼（編）、前掲書（注90）、225頁。

パレスチナに対しては同原則の適用可能性を認めている²⁶⁴⁾。したがって、パレスチナには同原則が適用されないからイスラエルによる自衛権援用は不必要であるという論理構成がとられていたとはいえない²⁶⁵⁾。

264) そのように解釈できる根拠を改めて要約すれば、第 1 に、国際司法裁判所は壁事件に関する適用法規として憲章第 2 条 4 項を挙げている。それは「イスラエル」と「パレスチナ」の間の適用法規を意味する。(Corten が指摘するような「イスラエル」と「ヨルダン」の間の適用法規でない。パレスチナの地の正統な帰属先はヨルダンではなくパレスチナであり、そのことを裁判所は前提としている。) 第 2 に、(権利〔自衛権〕と義務〔武力不行使義務〕は必ずしも表裏一体の関係にあるとは限らず、実際に) 国際司法裁判所は武力不行使原則の適用が「一国による他国に対する武力行使」の場合に限定されるとは述べていない。第 3 に、武力不行使原則が国際慣習法になっていることを示す証拠として裁判所が重視してきた友好関係原則宣言には、武力不行使義務のひとつとして、非国家主体である従属人民に対する強制措置を慎む義務が定められている(同宣言武力不行使原則第 7 項)。憲章第 2 条 4 項の宛人が国家であるからその適用は国家間関係に限定されるという意見 (e.g. Corten, *supra* note 191, pp.162-163.) は、この第 7 項と矛盾する。(なお、Corten は、憲章第 2 条 4 項に規定される武力不行使原則が「国家間の性格 (inter-State character) 」を有することの根拠のひとつとして、つまり同条項の人的射程が国家に限定されることの根拠のひとつとして友好関係原則宣言を挙げ、次のように述べる。「決議 2625 (XXV) は専ら諸国に対して武力行使の禁止を課す幾つもの一節を含んでおり、また、それに対応する権利を明らかに他の諸国に与えている。」そして、同宣言第 1 原則 (武力不行使原則) の第 4 項、第 8 項、第 9 項をその具体的な根拠として挙げる。しかし、第 7 項については言及がなく、その理由について説明もない。*Ibid.*, p.163, fn.214.) このような Corten の解釈とは異なり、国際司法裁判所では上述のとおり、むしろこの第 7 項に留意した立場が慎重に採用されてきたといえよう。また、次の点も指摘できよう。すなわち第 4 に、Corten によれば、「憲章第 2 条 4 条の目的は国家主権の保護」であり、そのことは同条項が「領土保全」と「政治的独立」に対する武力行使を禁じている規定の文言解釈から明らかであり、したがって、同条項を (独自の領土を持たず政治的に独立しているわけでもない) 「非国家的実体に適用可能であるとは想像し難い」とされる。*Ibid.*, p.169. しかし、「領土保全」や「政治的独立」という用語は、それらを侵害する武力行使が禁じられることを強調したに過ぎず、それらを侵害しない武力行使が禁じられていないことを意味するものではないという解釈が通説である。つまり通説によれば、これらの用語は武力不行使原則の射程を限定するものではない。したがって、それらの用語を根拠として同原則の人的適用範囲が国家に限定されるという結論は導くことも困難であろうし、実際に裁判所もそのような論法を用いていない。

265) 非国家主体に対する自衛権の適用可能性を主張した Higgins, Kooijmans, Buergethal 各判事はもとより、それ以外の判事もそのような論理構成をとってはいない。*I.C.J.*

(2) 壁事件のインパクト

壁事件では、非国家主体であるパレスチナに対する武力不行使原則の適用可能性が示されたが、裁判所が占領以外の文脈でも非国家主体に対する武力不行使原則の適用可能性を認めているのかどうかは必ずしも明らかではない。占領問題ではないが自決権問題が絡むという意味では類似のコソボ事件において、裁判所は憲章第2条4項に規定される「領土保全原則の範囲は国家間関係の分野に限定される」とした²⁶⁶⁾。コンゴ・ウガンダ事件では、コンゴとの関係においてウガンダによる武力不行使原則違反を認めているが²⁶⁷⁾、ウガンダ反徒との関係における同原則違反の存否については明言していない²⁶⁸⁾。

もっとも、この事件は国家間の争訟事件であるから、ウガンダ反徒の権利義務については直接的には問われていない。コソボ事件では、「コソボ暫定自治

Reports, 2004, pp.204-206 (Separate Opinion of Judge Koroma); *ibid.*, pp.235-239 (Separate Opinion of Judge Al-Khasawneh); *ibid.*, pp.246-259 (Separate Opinion of Judge Elaraby); *ibid.*, pp.260-271 (Separate Opinion of Judge Owada).

- 266) *I.C.J. Reports, 2010*, p.437, para. 80. 国際司法裁判所は、領土保全原則の適用対象が国家間関係に限定される根拠として、友好関係原則宣言およびヘルシンキ宣言では文言上、領土保全義務の主体と客体が国家とされていることを指摘する。*Ibid.* 他方で、(非国家主体である)コソボ側の一方的独立宣言については領土保全原則と抵触する(ため許されない)とする反対意見もある。*Ibid.*, pp.469-47, para. 9 (Dissenting Opinion of Judge Koroma).

コソボ事件勧告の意見について個別意見等を含め詳細に分析したもとして、櫻井利江「コソボ分離に関する国際法 (一)・(二)・(三)・(四)・(完)」『同志社法学』62巻2・3号(2010年)、63巻2・4号(2011年)。

- 267) 判決の主文(1)参照。*I.C.J. Reports, 2005*, p.101, para. 345.

- 268) したがって、壁事件と同様にコンゴ・ウガンダ事件でも、国際司法裁判所は“ウガンダ反徒に対する軍事行動が同原則違反を構成しないから自衛権は不必要である”という論理構成をとっているわけではない。ウガンダによる自衛権の主張を擁護した Kooijmans と Simmna の両判事は当然のことながら、その他の判事もそのような論理構成をとってはいない。*I.C.J. Reports, 2005*, pp.284-291 (Declaration of Judge Koroma); *ibid.*, pp.292-305 (Separate Opinion of Judge Parra-Aranguren); *ibid.*, pp.327-333 (Separate Opinion of Judge Elaraby); *ibid.*, pp.351-354 (Declaration of Judge Tomka); *ibid.*, pp. 355-360 (Déclaration de M. le Juge ad hoc Verhoeven); *ibid.*, pp.361-382 (Dissenting Opinion of Judge ad hoc Kateka).

政府による一方的な独立宣言は、国際法に従ったものであるか」という問題に関して勧告的意見が要請された²⁶⁹⁾。それに応えるために、同宣言がコソボの帰属するセルビア共和国の領土保全を侵害するか否かが検討された。このように争点とされたのは領土保全原則であり、武力不行使原則ではなく、したがって、同原則の主体については問われていない。

このような不明確性は残るものの、壁事件で武力不行使原則が適用法規として認められたことは重要であり、占領以外の文脈で今後どこまで認められていくのかが注目される²⁷⁰⁾。

269) A/RES/63/3 (8 October 2008) .

270) この点 Corten は、2005 年世界サミット成果文書に、「我々は、国際関係において、憲章と両立しないいかなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も慎む全加盟国の義務について念を押す」(A/RES/60/1 (24 October 2005), p.21, para. 77.) という一文が挿入されたことに着目し、武力不行使義務主体として「全加盟国」と記載されていることを強調して、同原則の適用は国家間関係に限定されるという諸国の法意識に変わりはないとする。Corten, *supra* note 191, pp.164-165. 確かにこの一文は全加盟国の義務の重要性を確認したものとはいえ、義務主体を国家に限定する趣旨とまでいえるかは疑問である。

なお、Corten は、「主権平等等の尊重」や「他国における管轄権行使の不許容」を定めるテロ関連条約の存在を指摘して、他国におけるテロリストに対する武力行使は認められないとも主張する。*ibid.*, p.166. しかし、例えば爆弾テロ防止条約は「この条約のいかなる規定も、…国際連合憲章の目的及び原則…に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない」とする留保規定を置いている(第 19 条)。つまり、同条約は憲章第 2 条 4 項の義務や第 51 条の権利について影響を及ぼすものではない。したがって、同条約により *Jus ad bellum* の人的射程が限定されると解釈することはできない。他のテロ関連条約についても、国家の死活的利益に関わる *Jus ad bellum* の解釈に当然に決定的影響を及ぼしうるものとはいえないであろう。cf. Olivier Corten, *Le droit contre la guerre: l'interdiction du recours à la force en droit international contemporain*, 2e éd., A. Pedone, 2014, pp.193-305; *idem*, "L'interdiction du recours a la force dans les relations internationales est-elle opposable aux groupes « terroristes » ?", *Rencontres internationales de la faculté des sciences juridiques, politiques et sociales de Tunis, Acteurs non étatiques et droit international*, A. Pedone, 2007, pp.130-138. 武力不行使原則の人的射程に関する Corten の解釈を端的にまとめつつ、それを支持するものとして、最上敏樹「非国家主体と国際法—法秩序原理の転換に関する試論」『国際法外交雑誌』108 巻 2 号 (2009 年)、19-21 頁。

※ ※ ※

本号では、植民地や占領下の従属人民に対する武力不行使原則の適用可能性が、国連総会と国際司法裁判所において認められてきたことを、友好関係原則宣言の起草過程と壁事件等の分析を通じて明らかにした。そのことは、武力不行使原則の人的射程が「国家」に限定されるという解釈が伝統的に認められてきた、とはいえないことを意味している。

しかし他方で、同原則の人的射程が、「非国家主体」の一部（植民地や占領下の従属人民）にまで及ぶようになってきているということは、同原則の人的射程がテロリストという「非国家主体」にも及ぶ可能性を示唆しうるものといえるだろうか。本号の最後にこの問題について理論的に考えてみたい。

この問題については、「自決権の主体」と「テロリスト」とを区別すべきであるから、前者に対する *Jus ad bellum* の適用可能性が肯定されたとしても、そのことは後者に対する適用可能性を肯定するほどのインパクトは持ちえないとの否定的な見方もありえよう。

すなわち、本号で扱った友好関係原則宣言や壁事件において主に議論の対象とされていたのは植民地や占領下の人民であった。彼らが「自決権主体」として法的保護の対象とされる価値を有していることについて争いはなかった。「自決権主体」と「テロリスト」のいずれに分類されるべきか判別が困難な場合があるものの、後者には前者のような法的保護の価値がないことについても争いはなく、そのような認識が一般的に受け入れられ、今日に至っている。このように両者では法的価値の相違があるのだから、「自決権主体」に対する *Jus ad bellum* の適用可能性が認められるから、「テロリスト」にもそれが適用可能であると推論することはできない。そのような見方もありえよう。

このような見方は、「自決権主体」と「テロリスト」との“相違点”に着目するものである。そのような着眼点をもつこと自体に問題はないが、他方で、両者の“共通点”が見落とされているという点に問題がある。すなわち、確か

に一方で、「自決権主体」と「テロリスト」とでは法的保護の価値において“差異”がある。しかし他方で、両者は一国の軍隊による「武力行使」あるいは「武力攻撃」の規模に匹敵する被害を発生させる事実上の武力行使能力を持つようになったという点では“共通”している。そのような武力行使能力を持つようになったにもかかわらず、それを国際法上の武力規制の対象外に位置づけたまま放置しておくことは、武力に対する法の支配の観点から問題がある。そのような問題を抱えているという点において、両者は共通しているのである。このような“共通点”に目を向ければ、「自決権主体」にも武力不行使原則は適用可能であるとした国連総会と国際司法裁判所の考え方を、「テロ」の文脈でも活用・応用することができると考えられる。実際、現実の「武力行使」の規制において重要なのは、法的保護の価値の有無というよりも、むしろ武力行使能力の有無である²⁷¹⁾。“法(武力不行使原則)と実態(非国家主体でも武力行使能力を有するようになってきているという実態)の乖離”を防止することが、実際の武力規制には重要なのである。

もっとも、「自決権主体」と同様に「テロリスト」に対して武力不行使原則の適用を認めたとしても、法的保護に値しない「テロリスト」に法的保護を与えてしまうということにはならない、あるいは、そうなったとしてもそれは致命的な問題であるとはいえない。そのことを確認するため、以下の㊦と㊧の考え方について具体的にみてみよう。

271) 法的保護の価値の問題は、むしろ「自衛権」の問題として位置づけられることがよからう。すなわち、その価値の有無・程度は、「武力行使」を正当化する権利を認められているか否かの問題に反映されるとみることができる。このように位置づけずに、第2条4項の人定射程は“国家”に限定されるという解釈を貫けば、次の問題が残る。すなわち、そのような解釈は、非国家主体の行為が他国に帰属しない場合に、非国家主体による、あるいは、彼らに対する武力行為が一国の軍隊による「武力行使」や「武力攻撃」に匹敵する規模に達しているにもかかわらず、それを国際法上の武力規制の対象外に放置することにも等しい。

⊖テロリストに対して「武力不行使原則」が適用されることは、彼らに対する武力行使が禁止されることになるという意味で、彼らに法的保護を与えることになる。

⊖テロリストに対する（過剰な）軍事行動が武力不行使原則違反である「武力攻撃」とみなされ、それに対してテロリストが「自衛権」を行使できるということになれば、それもまた彼らに法的保護を与えることになる。しかしながら、自決権主体とは異なり、テロリストは上記のような法的保護に値する存在ではない。

さて、これらの考え方は妥当であろうか。以下で検討してみよう。

・「武力不行使原則」によるテロリストの保護（上記⊖について）

テロリストに対して武力不行使原則を適用できると考えた場合を、さらに2つの場合に分けてみよう。第1に、テロリストが「武力攻撃」を行った場合、第2に、彼らが「武力攻撃に至らない武力行使」を行った場合である。

第1の場合（テロリストが「武力攻撃」を行った場合）、最終手段として彼らに対して「武力行使」により対応することは「自衛権」の下で可能である。したがって、この場合にはテロリストに対する「武力行使」が許されるのであるから、彼らが「武力不行使原則」により保護されることにはならない。もっとも、厳密に言えば、「自衛権」の要件を満たさない過剰な軍事的対応は、武力不行使原則違反として非難されることになる。しかし、それはテロリストを保護することになるというよりも、むしろ自衛権の濫用防止に資すると評価されるものであろう。実際、「国家」対「国家」の武力紛争の場合でも、「武力攻撃」を行った国（侵略国）に対する反撃のためとはいえ、自衛権の要件（例、均衡性要件）を満たさない過剰な軍事的対応は認められていない。それが認められていないことは侵略国を保護することになるため非合理的であるといえるか。一般的には非合理であると考えられてはいない。自衛権は安保理が必要な措置をとるまでの間に限って認められる暫定的な措置に過ぎず、また、自衛権の濫用防止にも重要な価値があると考えられているからである。テロリストの

ような非国家主体に対しても同様に考えることができよう。

第2の場合（テロリストが「武力攻撃に至らない武力行使」を行った場合）、自衛権発動は「武力攻撃」が発生した場合に限られるとする通説の立場に立てば、テロリストに対する「武力行使」は「自衛権」で正当化できないことになる。したがって、それは見方を変えれば、テロリストに法的保護を与えることになるのではないかという問題を生じさせることになろう。しかしながら、そのような問題は、やはり「国家」対「国家」の武力紛争の場合でも生じうる。すなわち、「武力攻撃に至らない武力行使」を行う“加害国”に対して、最終手段として“被害国”が「武力行使」に訴え、それを「自衛権」で正当化することができないという問題は生じる。一方で、「武力攻撃に至らない武力行使」を行う“国家”に対する自衛権が認められなくても、それは自衛権濫用防止に資する妥当な解釈だが、他方で、「武力攻撃に至らない武力行使」を行う“テロリスト”に対する自衛権が認められないのは、自衛権濫用防止に資する妥当な解釈とはいえない、といえるだろうか。「武力攻撃に至らない武力行使」を行うのが“国家”であれ“テロリスト”であれ、彼らの行為が違法な「武力行使」であるという点では共通している。そのような違法な「武力行使」に対する有効な法的対応措置がないという問題が残ることは承知の上で、それでも自衛権の濫用を防止することの方が一層高い価値があるという解釈もありえ、国家間紛争の場合には、むしろそれが通説として支持されてきたのである。このような解釈を「国家」対「非国家主体（テロリスト）」の文脈に応用することは可能であろう。それでもこの問題を解消せずにはいられないと考えるのであれば、次善の解釈として、「武力攻撃に至らない武力行使」に対する自衛権を“国家”に対して認める説があるように、そのような自衛権を“テロリスト”に対しても認めれば、この場合にテロリストが武力不行使原則により保護されることはなくなるということになろう。

このように、違法な「武力攻撃」や「武力攻撃に至らない武力行使」をした者達が武力不行使原則により保護されることになりかねないという問題は、

「テロリスト」に同原則の適用を認めた場合にのみ生じる問題とはいえない²⁷²⁾。上記のとおり、国家間の武力紛争の場合にも生じうる問題である。そのような問題が生じることは後者の場合（「国家」対「国家」の武力行使の場合）には看過できる（通説）が、前者の場合（「国家」対「非国家主体（テロリスト）」の武力行使）には看過できない特別な理由があるとするれば、それは何か。それが合理的に示されない限り、この問題を理由としてテロリストに対する武力不行使原則の適用可能性を否定することはできないであろう。

そのような特別な理由はないように思える。実際、同じ種類の違法行為（「武力攻撃」、「武力攻撃に至らない武力行使」）であれば、その行為主体が誰であれ、基本的には同様に扱われるべきであろう。したがって、テロリストに武力不行使原則を適用すれば、彼らが同原則により保護されることになりかねないという問題があるとしても（特に上記第2の「武力攻撃に至らない武力行使」の場合）、同様の問題が国家間の文脈では致命傷にならないのであれば、その問題はテロリストの文脈においても彼らに対する同原則の適用可能性を否定する十分な理由にはならないと考えられる。

・「自衛権」によるテロリストの保護（上記㉔について）

「国家」に武力不行使原則が適用されることについては争いが無い。一国は他国に対して武力行使を慎む義務を負うが、他方で、その義務に違反して「武力攻撃」を行う他国に対して「自衛権」により自国を防衛することが認められ

272) 「武力行使に至らないテロ行為」の実行者が武力不行使原則により保護されることになりかねないという問題が提起されたとしても、同じように処理することができる。この場合に「武力行使」による対応が認められないということは、そのテロ行為の実行者が「非国家主体（テロリスト）」であっても「国家（テロ支援国家）」であっても同じである。したがって、この問題は実行者が「非国家主体（テロリスト）」の場合にのみ生じる問題ではないため、テロリストに対する武力不行使原則の適用可能性を否定する十分な理由にはならない。

ている。このように、「国家」は武力行使を慎む“義務”を負う一方で、自衛の“権利”により保護されている(表6のiとii参照)²⁷³⁾。そのことから、これらの“義務”と“権利”は、表裏一体の関係、いわば不可分のペアであるように思われるかもしれない。そのような発想から、一方でテロリストに対して武力不行使義務が課せられるのであれば、当然に他方で、彼らに対して自衛権を認めなければならないことになる(がそれはテロリストに法的保護を与えることになるため認められない)という解釈に結びつくのかもしれない。

しかし、“武力不行使義務”と“自衛権”は、常に表裏一体の関係といえるだろうか。必ずしもそうとはいえない、という考え方が示されているのが友好関係原則宣言であるといえないだろうか。実際、同宣言の起草過程では、上述のとおり、一方で、自決権主体に対する武力不行使原則と自衛権の適用を共に肯定する国(主に東側・非同盟・中南米諸国)と、武力不行使原則と自衛権の適用を共に否定する国(主に西側諸国)との間で当初、対立解釈が見られた。議論の結果、この対立解釈の一部(武力不行使原則の人的射程に関する対立解釈)は解消され、他の一部(自衛権の人的射程に関する対立解釈)は残存することになった。すなわち、一方で、自決権主体に対する「強制行動」を慎む義務が明記され、それは“武力不行使義務”として位置づけられた(同宣言武力不行使原則第7項)。他方で、この義務に違反する「強制行動」がとられた場合に、自決権主体による“自衛権”が認められるか否かについては、明記されなかった。実際、この問題については、「前記のいかなる部分も、武力の行使

273) 「武力不行使原則」と「自衛権」が、人的射程に関して必ずしも表裏一体の関係にあるわけではないことについては、以下の表6参照。

表6	武力不行使原則の適用可能性		自衛権の適用可能性	
国家	i	○	ii	○
自決権主体	iii	○	iv	△
テロリスト	v	○	vi	×

○ 肯定
 △ 未定
 × 否定

iii 友好関係原則宣言武力不行使原則第7項。壁事件勧告的意見(2004年)(上記V.3.(1)参照)。
 iv 友好関係原則宣言武力不行使原則最終項。
 v テロリストのような「非国家主体であっても、武力行使能力を有するようになれば、武力不行使原則に服さなければならない。」(Cf. Kolb説)

が合法的である場合に関する憲章の規定の範囲をいかなる方法においても拡大し、又は縮小するものと解釈してはならない」とする規定が置かれた（同宣言武力不行使原則最終項）。このように、友好関係原則宣言では、自決権主体に対する“武力不行使原則”の適用が肯定される一方で、彼らに対する“自衛権”の適用の可否については慎重に判断が回避されることになった（表6のiiiとiv参照）。つまり、自決権主体に対する武力行使を慎む“義務”と彼らの自衛の“権利”は、（彼らに対する適用の可否が必ずしも一致しないという意味で、）必ずしも表裏一体の関係にあるものとはみなされなかった。しかし、そのことはむしろ妥結のための合理的手段であると考えられた。一方で武力行使を慎む義務を課すことは武力紛争の減少に資するが、他方で武力行使の権利を与えることは武力紛争の増加をもたらす危険性を伴うため、権利についてはそれを与えられる者の性格を慎重に見極める必要があると考えられたからである。すなわち、「国家」を基本単位とする国際社会においては「国家」の生存を否定する国際法の定立・解釈は、自己の存在を否定する自殺行為にも等しく、したがって、自己防衛のための「国家」の“自衛権”は当然に認められる²⁷⁴⁾。しかし

274) ただし、厳密に言えば、「国家」対「国家」の関係においても、Jus ad bellumの事物的射程 (*ratione materiae*) (例、自衛権の先行行為の内容に関する事項。具体的には、それが「武力攻撃」に限定されるか否かという問題。)に着目すれば、“武力行使を慎む義務”と“自衛の権利”は、完全に表裏一体の関係にあるとは言い難い。実際、武力不行使原則違反となる「武力攻撃」が発生した場合には、それに対して「自衛権」による対応が認められる。この場合には、武力不行使義務の履行確保のために自衛権が（結果として）機能しているともいえる。（厳密に言えば、自衛権の発動は「武力攻撃」が発生した場合に限られるとする通説の立場に立てば、自衛権の目的は「武力攻撃」の排除であり、武力行使の排除ではない。そのことを考慮して、上記のとおり「（結果として）」という言葉を挿入した。）したがって、「武力攻撃」が発生した場合には、義務（武力不行使義務）と権利（自衛権）とが一応、表裏一体関係にあるとあってよからう。しかし、通説によれば、武力不行使原則違反となる「武力攻撃に至らない武力行使」が発生した場合には、それに対して「自衛権」による対応は認められない。この場合には、武力不行使義務の履行確保のために自衛権は（結果として）機能できないことから、義務（武力不行使義務）と権利（自衛権）とが表裏一体関係にあるとはいえないということにならう。

他方で、自己防衛のための植民地の「人民」の“自衛権”は、宗主国の自己防衛と衝突する危険性を伴う。したがって、この危険性を考慮して、「人民」の“自衛権”についてはあえて明記されなかったのである。このように、「国家」と「人民」とでは、国際社会の基本単位であるか否かという点において相違があることから、その性格の相違に鑑みて、“自衛権”の適用可能性について明記（「国家」には当然適用可能であることを憲章第 51 条に確認的に明記。）・不明記（「人民」への適用可能性については争いがあるため不明記。友好関係原則宣言武力不行使原則最終項参照。）の相違が設けられたのである。

ある主体に自衛権が認められるか否かの判断は、その主体が国際社会においていかなる性格を有するものとして位置づけられるのかによる。「国家」は国際社会の基本単位として位置づけられるため、自衛権を有することは当然に認められる。「自決権主体」は新国家誕生に重要不可欠な存在としての法的保護に値する価値（法的正統性）を有する一方で、見方によっては、既存国家の解体の危険を招く虞も有するため、自衛権の有無についてはあえて不明確なままとされた。

この論理を「テロリスト」に当てはまれば次のように言えよう。「テロリスト」は既存国家に対する脅威でしかなく、「自決権主体」のような法的保護に値する価値をもたない。したがって、彼らには国際法上の「自衛権」は認められない。（つまり、「自衛権」を与えられることにより、彼らが保護されるといふ問題は生じない。）もっとも、そのことは彼らが武力不行使義務を免れる理由にはならない。彼らに対して武力不行使義務が課されることは、武力に対する法の支配の強化に資すると考えられるからである（表 6 の v と vi 参照）。

以上、「自決権主体」に対する Jus ad bellum の適用可能性に関する議論を参考にして、「テロリスト」に対する Jus ad bellum の適用可能性について論じることは可能であること、ただし、両者の相違点には留意すべきことを述べた。

すなわち、このような議論の仕方について反対する考え方の根底には、第 1

に、「自決権主体」と「テロリスト」を区別すべきであること、第2に、「テロリスト」に対する Jus ad bellum の適用を認めることは彼らに法的保護を与えることになりかねないこと、の2点があると考えられる。しかし、第1の点については、“相違点の存在”は“共通点の不在”を必ずしも意味せず、“共通点”があるならば、その点については相互の理論を応用・参考にし合うことも可能であろう。両者の“相違点”（例、法的保護に値する価値の差異）が強調されるあまり“共通点”（例、武力行使能力を有する者達がいること。彼らに対する武力規制が国際の平和と安全の維持のために重要となっていること）が見落とされるべきではない。この“共通点”については一方に関する理論を他方に応用すること（例、自決権主体に対する武力不行使原則の適用理論をテロリストにも応用すること）も可能であるし、そうすべきであると考えられる。第2の点については、「テロリスト」に対する Jus ad bellum の適用を認めることは彼らに“特別な”法的保護を与えることにはならないことを、「テロリスト」と「違法な武力行使国」の場合を比較しながら論じた。つまり、「テロリスト」に法的保護を与えることになるとも理解できるような問題場面（「武力攻撃に至らない武力行使」への対応場面等）はありうるけれども、そのような問題場面は「違法な武力行使国」についてもありうるものであり、その問題が「違法な武力行使国」については致命的問題とされないのであれば、「テロリスト」についてだけそれを“特別な”致命的問題ということはできないことを述べた。

それでは最後に、本号の結論を述べておこう。それは以下の4点として整理できる。

- ① 友好関係原則宣言では、「自決権主体」に対する武力不行使原則の適用が認められた。その考え方は壁事件勧告的意見でも採用され、今日でも有効とされている。つまり、武力不行使原則の人的射程は国家に限定されていない。

- ② 武力不行使原則の人的射程が「自決権主体」に適用可能であるならば、それと“共通”する性格を有する主体もその射程に入りうるようになる。「自決権主体」と同様に「テロリスト」も一国の軍隊による“武力行使”あるいは“武力攻撃”の規模に匹敵する武力行使能力を有するようになってきており、武力規制が重要となってきたことから、「テロリスト」も武力不行使原則の人的射程に含まれるべきである。
- ③ 他方で、「自決権主体」と「テロリスト」は、法的保護に値する価値の有無について“相違”がある。この点に鑑みれば、「自決権主体」に自衛権が認められる可能性があると考えられるからといって、「テロリスト」にもそのような可能性があるとはいえない。
- ④ 「自決権主体」に対する武力不行使原則の適用を認める友好関係原則宣言（1970年）と壁事件勧告的意見（2004年）は、「武力行使能力を有するようになれば、武力不行使原則に服さなければならない」とするKolb説の趣旨と合致することから、上記宣言・判例は同説を規範的・実証的に支える学問的支持基盤としての意義があるといえる。

もっとも、厳密に言えば、今世紀の国際法の姿を明らかにするためには今世紀の事例分析が重要となる。しかし、それ以前の事例が無価値であるというわけではない。実際、友好関係原則宣言は今世紀に採択されたものではないが、過去の反省を踏まえて将来の「あるべき法」について考察する上で重要な意義を有している。さらに言えば、同宣言は単に「あるべき法」としての価値しかないというわけではない。そこで示された武力不行使原則の人的射程の解釈（その射程は「国家」に限定されないという解釈）は、今世紀の壁事件勧告的意見に踏襲されている。そのことは同宣言が「既存の法」に関する示唆に富むものであることも意味している。